

福岡県環境教育学会運営委員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福岡県環境教育学会の運営委員の選挙に関する必要な事項を定める。

(選挙時期)

第2条 運営委員候補者の選挙は、隔年ごとに7月末までに行う。

(候補者選出方法)

第3条 運営委員候補者の選出方法は、会員の自薦と運営委員会の推薦によるものとする。
2 運営委員の構成は地区割制とし、その地区定員数及び総定員数の算出については別に定める。

(選挙者資格)

第4条 選挙者は、運営委員選挙の行われる年の3月末日における本会の会員でなければならない。

(運営委員候補者資格)

第5条 運営委員候補者は、会員歴2年以上の者でなければならない。

(運営委員選挙管理委員会)

第6条 運営委員選挙管理委員会（以下「委員会」）については、別に定める。

第2章 選挙方法

(選挙の告示)

第7条 委員会は、運営委員の選挙を行うときは、投票の2ヶ月前までに、次の事項を告示しなければならない。

- (1) 選挙のスケジュール
- (2) 候補者の受理期間
- (3) その他選挙に必要な事項

(投票)

第8条 投票は、所定の用紙を用いて行い、郵送によるものとする。

- 2 投票は、運営委員候補者の中から定員数内の委員を選出する。
- 3 投票は、無記名とする。

(無効投票)

第9条 次の投票は無効とする。

- (1) 投票締切日（当日消印有効）を過ぎたもの
- (2) 所定の用紙を用いないもの及び所定の投票方法に従わないもの
- (3) 誰に投じたか確認が難しいもの
- (4) 委員会が無効と判断したもの

(開票)

第10条 開票は投票締切日後1週間以内に行われなければならない。

- 2 開票には少なくとも1名の立会人をおく。

- 3 立会人は、会員の中から、運営委員会によって選出される。
- 4 投票用紙は、有効票と無効票を区別して、1年間保管しなければならない。

(投票結果の公表)

第11条 委員会は、選挙の経過及びその結果を、総会において公表する。

(運営委員の決定)

第12条 委員会は、第8条2の投票にあつては、投票総数の過半数を得た場合に、次期運営委員として決定する。

2 委員会は、運営委員会に対して、投票の経過及びその結果の報告とあわせて選出された者を次期運営委員として報告する。

第3章 任期

(運営委員の任期)

第13条 運営委員の任期は、運営委員選挙年の総会の翌月1日から2年間とし、再任は妨げない。

第4章 雑則

(改正)

第14条 本規程の改正は、運営委員会委員の2/3以上の賛成を得て決議し、総会で承認を得るものとする。

附則 この規程は、2007年8月4日より実施する。

附則 この規程は、2014年8月10日より実施する。

附則 この規程は、2015年8月8日より実施する。